

人道的な対応

戦争や自然災害によって生じる人道的危機は、
障がいのある子どもたちにとって特別なリスクをもたらす。
インクルーシブな人道的対応が緊急に必要とされ、
そしてそれは実現可能である。

武力紛争や戦争は、子どもたちに直接的、間接的な悪影響を及ぼす。直接的には、攻撃、砲撃、および地雷の爆発による身体的負傷や、こうした負傷や衝撃的な出来事を目撃したことによって生じる心理状態の面でも影響が及ぶ。間接的には、例えば医療サービスが崩壊して多くの病気が治療されないまま放置されたり、また食糧不足が栄養不良につながったりという形で影響する¹¹¹。また子どもたちは、時には何年間も家族や家庭、あるいは学校から引き離されてしまうこともある。

子どもたちの障がいの主要な原因である武力紛争の性質は変化しつつある。戦闘は次第に、繰り返し行われる内戦と、軍隊や武器の無差別な使用を特徴とする断続的に起こる暴力という形を取るようになってきている。また一方で、特に気候変動に関連する災害の頻度と規模がともに増してきていることから、とりわけ海拔の低い沿岸地域などの危険区域では、今後は自然災害によって悪影響を受ける子どもやおとなが次第に増加していくことが予想される¹¹²。

障がいのある子どもたちは、緊急事態の際に特に困難な課題に直面する。彼らは避難経路を利用できないために避難できない可能性がある。例えば、車椅子を利用している子どもは津波や砲火から逃げるができず、家族から見捨てられる可能性もある。補助器具や保護者に頼っている子どもは、保護者がいなくなってしまうと身体的暴力や性的、感情的、および言葉による虐待を極端に受けやすくなる。また障がいのある子どもたちは、

家族やコミュニティの考え方や信じる事柄により、存在そのものを隠されてしまう場合もある。例えば、精神障がいのある子どもは、偏見や差別により家の中に閉じ込められてしまう場合がある。

また、障がいのある子どもたちは、建物へのアクセスが確保されていないといった物理的な障壁により、あるいは、人々の否定的な態度や姿勢のために、医療サービスや食糧の配給といったほかの人たちが利用できる主要な支援サービスや支援プログラムから除外されたり、それらを利用できなかつたりすることがある。そのほか、対象を絞ったサービスでは、うっかり忘れ去られてしまう場合もある。例えば、地雷事故の生存者（以後「地雷生存者」と表記）は、目的地までの距離、高い交通費、あるいは治療プログラムへの参加に必要なとされる基準を満たさないために、リハビリテーション・サービスを利用できない場合がある。さらに、障がいのある子どもたちは、早期警戒システムの中で、通知対象として忘れ去られている場合もある。そうしたシステムでは、障がい者のコミュニケーションや移動に必要な要件が考慮されていないことが多いのである。

障がい者を考慮したインクルーシブな人道的措置とは、以下の要素を含み、それらに基づく対処方法である。

- 「子どもの権利条約」と「障害者の権利に関する条約」に基づく権利を中心にしたアプローチ。「障害者の権利に関する条約」の第11条では、締約国に対して、武力紛争、人道上の緊急事態、自然災害などの危険な

状況において、障がい者の保護と安全を確保するために必要な措置を講じるよう明確に求め、この問題の重要性を唱えている。

- 障がいのある子どもたちは、その障がいに応じて必要となる特有のニーズがあるということ以外は、ほかの子どもたちとまったく同じニーズを持っている。障がいは、その子の一面にすぎず、ほかの子どもとまったく変わらず、障がい加わっているだけのことである。これを認識した手法がインクルーシブなアプローチである。こうしたインクルーシブなアプローチでは、障がいのある子どもたちによる通常のプログラムへの参加や意思決定を妨げている、社会、態度・姿勢、情報、および身体的な障がいにも対処している。
- インフラおよび情報へのアクセシビリティ（利用しやすさ）とユニバーサル・デザインの導入を確実にする。これには、物理的環境—通信情報システムを含むすべての施設、保健センター、シェルターおよび学校、保健、そのほかのサービス提供—に、障がいのある子ども

たちでも利用できるようにすることが含まれる。

- 障がいのある子どもたちができるだけ自立した生活を送ることができるよう促し、人生のあらゆる面で、可能な限り参加できるようにする。
- 年齢、ジェンダー、および多様性について認識し、配慮する。これには、障がいのある女性や少女が直面している二重、三重の差別に対する特別な配慮を含める。

障がい者を考慮に入れたインクルーシブで人道的な対応は、国民全体に恩恵がもたらされる一方で、障がいのある子どもやおとなはもとより、その家族までもが、尊厳を保って生きていくことを可能にしてくれる。このアプローチでは、障がいを対象にした単独のプロジェクトや政策ではなく、包括的でインクルーシブなプログラムが必要とされる。障がい者を考慮に入れたインクルーシブで人道的な対策には以下の主要分野がある。

- 障がいのある子どもたちの明確なニーズや優先事項を把握するため、データおよび評価の質を向上させる。



地雷の爆発でケガを負ったスリランカのビジェイ（12歳）は、その後地雷回避の方法をみんなに伝える役を担っている。
© UNICEF/Sri Lanka/2012/Tuladar



リビアのアジュダビヤにある学校に展示されている爆発性戦争残存物（ERW）。 © UNICEF/HQ2011-1435/Diffidenti

- 主要な人道的サービスを障がいのある子どもたちが利用できるようにし、計画立案と設計にそれらの子どもたちを参加させる。
- 障がいのある子どもたちのための特別サービスを設計し、福祉、健康、自尊心、および尊厳をはぐくむ環境において回復と復帰を確実に進める。
- 傷害や虐待を防ぐとともに、アクセシビリティ（利用しやすさ）を促進するための対策を整備する。
- 障がい者団体を含め、コミュニティ、地域、および全国の関係者とパートナーシップを組み、差別的な態度や認識を改める努力をし、公平性を促進する。
- 障がいのある子どもたちの意見を聞くことで子どもたちの参加を促進し、彼らの意見を聴いてもらう機会を作り出す。

紛争関係者には、武器による暴力の被害から子どもたちを守る義務があり、その回復および復帰を支援するための適切なヘルスケアおよび心のケアを、子どもたちが利用できるようにする義務がある。子どもの権利委員会は、「子どもの権利条約」の締約国に対して、子どもたちを軍に徴用しないという約束の一環として、障がいのある子どもたちへの明確な言及を追加するように提言している¹¹³。また政府は、武力紛争によって障がいを負った子どもたちの回復と社会復帰にも取り組むように心がけるべきである。これについては、このあとの「焦点」の記事でさらに詳しく考察する。

リスク、立ち直る力および インクルーシブな人道的措置

筆者：マリア・ケット

ロンドン大学ユニバーシティ・カレッジ
レオナルド・チェシャー・ディスアビリティ
& インクルーシブ・デベロップメント・センター 疫学・公衆衛生学部 ア
シスタント・ディレクター

「障害者の権利に関する条約」の第11条では、締約国に対して、「武力紛争時、人道的緊急時、自然災害の発生時といった危機的状況に陥った場合には、確実に障がい者を保護してその安全を確保する」ことを義務付けている。

武力紛争であれ、天災や人災であれ、緊急時には子どもたちが、食糧、シェルター、ヘルスケア、教育、および年齢に応じた心理的支援サービスの欠如に最も晒されやすいグループのひとつとなる。こうした脆弱性は、障がいのある子どもたちの場合にはさらに深刻になる。たとえ基本的な供給物資や支援サービスが利用できる場合でも、そうした子どもたちはその対象者に含まれない場合があったり、それらを利用できない場合があるからである。

緊急事態の影響を受けている地域に障がいのある子どもたちが何人暮らしているかを把握することは、極めて困難な問題である。というのも、そもそも緊急事態に陥る前から、障がいのある子どもたちの正確な人数は把握されていない可能性があるからである。親やコミュニティが、例えば偏見・差別から、そうした子どもたちの存在そのものを隠してしまう場

合がある。その結果として、障がいのある子どもたちが数から除外されてしまう可能性があり、特に懸念される。その理由は、人道的な危機が生じた場合は、登録や届出機関にアクセスできず、基本的な届出システムさえ崩壊する可能性があるためである。

また一方で、長引く危機的状況や突然の緊急事態が原因で、障がいを負う子どもたちの数が増える可能性がある。地震発生時には、子どもたちは落下物や建物の倒壊によって障がいを負う可能性がある。また洪水や地すべりの際に、大きなケガをして心に深い傷を負う場合がある。紛争が発生すると、戦闘の結果として地雷やそのほかの爆発性戦争残存物（以下"ERW"）に接触する危険に晒されるために、子どもたちが障がい者になる可能性が高まる。子どもたちは身体も小さく、まだ発育の初期段階にあるために、おとなと比べてより重大な障がいをもたらすケガを負い、継続的な理学療法、人工器官、および心理的支援が必要になることが多い。

緊急事態の影響について評価が行われる際に、障がいのある子どもたちおよびその家族が直面している困難に目が向けられることはめったにない。例えば、スロープの倒壊、補助器具の損壊または喪失、以前提供されていたサービス（手話通訳者や訪問看護師など）や支援体制（社会保障費や社会的保護スキームなど）の機能停止といった、新たな環境的障壁である。

そのほかにもリスクがある。もし家族が死亡してしまった場合には、身体障がいのある子どもの世話の仕方を知っている者や、あるいは感覚障がいのある子どもとコミュニケーションをとれる者が誰もいなくなってしまう恐れがある。また家族が避難を余儀なくされた場合、特に歩いて長い距離を移動しなければならない場合には、歩くことができない子どもや身体が弱い子どもは置き去りにされる恐れがある。さらに、家族の中に障がい者がいると他国への亡命を断られてしまうという事態を恐れて、家族が障がいのある子どもを置き去りにすることも考えられる。実際にいくつかの国ではそのような差別が起きている。施設や寄宿学校は閉鎖されたり、あるいはスタッフによる職場放棄に遭遇したりして、そこに収容されている子どもたちの世話をする者がほとんど、あるいはまったくいなくなってしまう場合もある。

障がいのある子どもたち、中でも特に学習障がいのある子どもたちは、紛争に直接的に巻き込まれる恐れがある。そうした子どもたちは、障がいのない子どもたちに比べ、命を軽く見られ、抵抗しないであろうという推測のもと、戦闘員、料理人、荷物運搬役として武装勢力に無理やり登用される可能性が高い。武装解除、動員解除、および復帰プログラムでは、理論上、すべての元子ども兵士が含まれなければならないが、障がいのある子どもたち向けのリソース（資源）やプログラムは存在しない

ことが多い。その結果、障がいのある子どもたちは社会から取り残され、貧困のもとに置かれ、リベリアやシエラレオネで見られるように、しばしば物乞いを余儀なくされる。

性的暴力をはじめとする暴力は、紛争時や災害時に見られるように、家族の保護が崩れた時や社会構造が崩壊した際に増加する。障がいのある少女はそうした状況下で特に大きなリスクに晒されるが、障がいのある少年も同様のリスクに晒され、さらに少年の場合は暴力的状態が静まった後、支援の手を差し伸べられる可能性がいっそう低くなる。

復旧と再建にあたっては、障がいのある子どもたちは独自の課題を抱えることになる。危機の影響を受けたすべての子どもたちと同様に、障がいのある子どもたちには対象を絞ったサービスは言うに及ばず、さまざまなサービスが必要とされる。障がい者特有のニーズを満たすものが極めて重要であるが、それらは全体像の一部にすぎない。例えば、2004年のインド洋での津波災害のあとの復旧作業の際には、障がいのある少女に車椅子が5台贈られたが、彼女に食糧や衣類が必要かどうかを尋ねた者はひとりもいなかった。

立ち直る力と インクルージョン

子どもたちは、災害等に遭っても、そこから強く立ち上がる力を持っていることをたびたび実証している。そうした子どもたちの参加とインクルージョンを支援するための対策を講じるべきである。それらの対策は、特定のグループおよび背景を持った人たちに合わせたものでなければならぬ。少年と少女は紛争に関してそれぞれ異なる体験を有している

し、幼児と若者にも同様のことが言える。また同様に、緊急事態は都市部と農村部にもそれぞれ異なる影響を及ぼし得るからである。

そのための出発点として、復興の際だけでなく、災害リスク軽減や平和構築のための戦略を計画立案・導入したりする際に、障がいのある子どもたちを参加させ、機会を提供すべきである。障がいのある子どもたちに対する知識が不足し、障がいのある子どもたちからの貢献はあてにできないであろうという間違った認識を持つと、しばしば参加が妨げられるが、こうした状況は変わり始めている。例えばバングラデシュでは、プラン・インターナショナル (Plan International) が、障がい者団体とのパートナーシップを組んだり、子ども中心の災害リスク軽減の取り組みをする際、コミュニティと直接協力し、こうした誤解と闘うようにしている。

同様に、災害対応においても、障がいのある子どもたち向けの対策が増加しつつある。パキスタンでは、ハンディキャップ・インターナショナル (Handicap International) とセーブ・ザ・チルドレンが、子どもに優しいインクルーシブな空間を設置するとともに、幅広い分野にわたる指針を作成した。この指針は、特に保護プロジェクトのもとでどのように障がい者を含めるか、そのインクルージョンについて述べたものとなっている。ハイチでは、ハンディキャップ・インターナショナルと、宗教系の開発団体であるクリスチャン・ブラインド・ミッション (Christian Blind Mission) が、食糧配給やそのほかの取り組みへの障がい者のインクルージョンを増大するよう政府に働きかけた。国連は、しばしば緊急事態の後、ビルド・バック・ベター「build back better = 以前より良い状

態へと再建すること」を行うよう努力している。これは、すべての関係者に、協力して取り組むチャンスを提供することから、障がいのある子どもたちにもさまざまな機会をもたらすことができるアプローチである。

このほか、スフィア・プロジェクトの「人道憲章と人道対応に関する最低基準 (Humanitarian Charter and Minimum Standards in Humanitarian Response)」などのガイドラインでも、障がいのある人たちは最初から、緊急時の人道的対応に組み込まれている。このガイドラインは、いくつかの国際機関によって大枠が決められ、人道的対応の質の向上とアカウンタビリティ (説明責任) の向上を目的としている。障がいのある人たち一特に子ども一をはじめとして、障がい者のインクルージョンの仕方に関する緊急時ガイドラインが、次第に多くなり、入手しやすくなっている。今後はこうしたガイドラインを集約して、子どもの栄養摂取や保護といった分野にまで拡大していく必要がある。

データ収集のための統合されたアプローチも必要である。地域および全国の障がい者団体との協調を強化し、必要に応じて、子どもたちに特有な問題に対処するこうした団体の能力強化も図られるべきである。そして障がいのある子どもたちが人道的対応時にどの程度考慮されているかをモニターし、改善を図らなければならない。

あらゆる緊急事態に応用できる、明確な基準とインクルージョン・チェックリストが不可欠となる。ただし、それを実際に利用するためには、そこにリソース (資源) が配分されなければ意味がない。

戦争の遺物：爆発性戦争残存物（ERW）

筆者：ランドマイン・アンド・クラスター・ミューニション・モニター（Landmine and Cluster Munition Monitor）の被害者支援編集チーム

ランドマイン・アンド・クラスター・ミューニション・モニターは、「地雷禁止国際キャンペーン」と「クラスター兵器連合」のために調査を行っており、「地雷禁止条約」と「クラスター弾に関する条約」のための事実上の監視機関となっている。

爆発性戦争残存物（以下ERW）および対人地雷は子どもたちに破壊的な影響を及ぼし、子どもの障がいや重大な一要因となっている。しかし1997年に「地雷禁止条約」が締結されて以来、広大な土地からこれらの兵器が除去されて、それらの土地が再び生産的に利用されるようになっていく。

1997年の条約、1980年の「特定通常兵器使用禁止制限条約」に対する1996年の改正議定書Ⅱおよび2003年の議定書Ⅴ、ならびに2008年の「クラスター弾に関する条約」は、不発弾や地雷によって汚染されている地域で暮らす人々の生命を守るという点において、すべてが建設的な効果をもたらしている。地雷およびクラスター弾を禁止しようという世界的な動きは、主要なステークホルダーたちの間に強い政治的な意志がなければ、世界に変革をもたらすことはできないという証となっている。

地雷およびERWの影響を多くの人に知らせる取り組みである地雷対策プログラムは、5つの柱から成っているとされている—具体的には、「除去」、「ERW／地雷注意喚起教育」、「被害者支援」、「貯蔵分の破棄」、および「アドボカシー（政策提言）」である。全世界のERWや地雷による死傷者数の大幅な減少によっても分かるように、これらの柱の多くでは大きな成果があるものの、被害者支援の面では依然として大きく立ち遅れている。これは特に、ERWや地雷の影響を受けた子どもたちに言える。

地雷対策におけるほかの4つの柱とは違い、被害者支援には分野横断的な対応が必要となる。その中には、リハビリテーションを確実にするための医学的支援や、医師以外の医療従事者による支援のほかに、被害者の復帰および生活を推進するための社会的、経済的支援が含まれる。

これまで、地雷対策の支援および資金の大半は除去活動に充てられてきている。2010年には、地雷対策に関連する全世界の資金の85%が除去に配分されたのに対して、被害者支援に配分されたのはわずか9%であった。国連のすべての地雷対策活動に対して適用されている「国際地雷対策基準」は、地雷対策プログラムの柱のうち「除去」、「ERW／地雷注意喚起教育」、および「貯蔵分の

破壊」に対処しているが、被害者支援の問題には取り組んでいない。さらに、地雷およびERWの生存者たちが年齢やジェンダーに応じて、適切な身体的リハビリテーションを受け、社会的・経済的復帰を果たす権利は、国際人権や人道法の中にも明確に保障されている。しかしながら、直接被害に遭った生存者にせよもっと広い意味での被害者にせよ、子どもたち特有のニーズを考慮に入れた生存者支援プログラムはほとんどない。

子どもたちへの影響

地雷の爆発によって死傷する人々の数は大幅に減少してきている。2001年から2010年までの間に、「地雷禁止条約」と「クラスター弾に関する条約」の監視部隊である、ランドマイン・アンド・クラスター・ミューニション・モニターを通じて報告された地雷およびERWによる新たな死傷者の数は、7,987人から4,191人に減少した。また、2005年から2010年までの5年間では、地雷およびERWによる一般市民の死傷者の総数が大幅に減少した。それにもかかわらず、子どもの死傷者が占める死傷者全体の割合は上昇している。2005年以来毎年、地雷、クラスター弾の残存物、およびそのほかのERWによる死傷者全体の中で、子どもの死傷者が約20～30%を占めている。1999年に監視が開始されて以来、毎年1,000人

**1999年に監視が開始されて以来、毎年1,000人以上の子どもたちが死傷している。
しかし多くの死傷者が記録されていないため、
実際の人数はそれよりもはるかに多いと考えられる。**

以上の子どもたちが死傷している。2010年には、地雷およびERWによる子どもの死傷者数は1,200人を超え、死者数では一般市民の死者全体の55%を占めた。現在では、一般市民の中でも子どもたちが最も多く、地雷およびERWにより死傷しているのである。多くの国で膨大な数の死傷者が記録されていないことを考えると、実際の年間の子どもの総死傷者数は記録されている数よりもはるかに多いことが考えられ、世界で最も地雷の被害が多い国の一部では、子どもたちが占める死傷者の割合はさらに高い。アフガニスタンでは、2011年には一般市民の死傷者全体の中で子どもの死傷者が61%を占めた。またその同じ年に、そのほかの国で一般市民の中に占めた子どもの割合は、ラオスで58%、イラクで50%、そしてスーダンで48%であった。

現在では子どもたちが、地雷、クラスター弾の残存物、およびそのほかのERWに起因する死傷者の過半数を占めている一方、2008年以降は少年が一般市民の死傷者全体の約50%と、単独では最大の死傷者グループを構成している。ランドマイン・モニターが年齢とジェンダーのそれぞれに基づいて死傷者データを細分化し始めた2006年には、少年が子どもの死傷者全体の83%を占め、17カ国において単独で最大の死

傷者グループを形成した。2008年には、少年は子どもの死傷者全体の73%を占めて、10カ国において最大の死傷者グループとなった。地雷やERWに汚染された国の多くでは、少年のほうが少女よりも地雷やERWに遭遇する可能性が高い。これは少年のほうが、家畜の世話、薪や食料の収集、金属くずの回収といった屋外での活動にかかわる機会が多いためである。また一般に、子どもたちのほうがおとなたちよりも、好奇心から、あるいはおもちゃと間違えて、

たいていは爆発物とは知らずに自らこれを手にしてしまう可能性が高い。さらに少年のほうが少女よりも、見つけた爆発物で遊んでしまう可能性が高いのである。こうした要因と、さらには危険をいとわない子どもたちの大胆さを思えば、しっかりと練られた地雷／ERW回避教育が子どもたちにとって特に重要になる。

子どもの被害者に対する支援

ERWや地雷による事故が子どもたちに及ぼす影響は、その事故によっ



プールのサイドに座るモニカとルイス（コロンビアで2004年に撮影されたこの写真では2人とも14歳）。モニカは、年下のいとこが手榴弾を家に持ち帰ったときに片足を失った。手榴弾が爆発しているところは死亡した。 © UNICEF/HQ2004-0793/DeCesare

て本人が直接的に死亡または負傷する場合であろうと、あるいは家族やコミュニティのメンバーの死亡や負傷によって間接的に被害者になる場合であろうと、おとなたちに及ぼす影響とは異なったものになる。負傷した子どもへの支援は、その特有のニーズを考え、身体的な支援とリハビリテーション、ならびに社会的・経済的復帰から考慮しなければならない。子どもたちはおとなたちよりも身体が小さいために、爆発によって死亡したり、重度のやけど、榴散弾の破片による負傷、手足の負傷、失明や難聴につながり得るそのほかの重度の傷害を負ったりする可能性が高い。子どもたちは身長が低いために重要な臓器と爆発点との距離が近く、また生命にかかわる失血量の基準値がおとなよりも低い。もし対人地雷を踏んでしまうと、その爆発によって間違いなく脚部や足を負傷することになり、さらにそれに伴う二次感染によって通常は切断を余儀

なくされ、その結果として生涯にわたる障がいを負い、長期的なリハビリテーション支援が必要になる。

地雷やERWの被害に遭った全生存者の3分の1以上が手や足の切断を余儀なくされており、そうした子どもたちの正確な割合はデータとして不足しているが、子どもたちのほうがおとなよりも身長が低いことを考えると、その割合は子どもたちのほうが高いことが予想される。子どもたちが負傷を乗り越えようとする場合、その身体的リハビリテーションはおとなの被害者と比べて複雑なものになる。負傷によって手や足を切断した子どもたちには、より複雑なリハビリテーションが必要とされ、また子どもたちの骨は軟組織よりも成長が早いことから、数回にわたる再切断が必要になる場合もある。さらにそうした子どもたちは、成長に合わせて人工装具を作ってもらふ必要もある。地雷やERW

の被害が発生している国では、子どもの被害者が医療面、身体的リハビリテーションの面で必要としているニーズに応えられるだけの能力をもった国はほとんどない。

身体的外傷に加えて、ERWや地雷の爆発に遭遇したことによる精神的影響も、子どもの発育に深刻な影響を落とすことが多い。そうした影響には、罪悪感、自尊心の喪失、不安と恐怖、睡眠障害、会話能力の喪失、トラウマ（心的外傷）などがあり、これらは治療しないまま放置しておく、長期的な精神障がいを引き起こす恐れがある。こうした戦争が子どもたちに及ぼす心理的影響は文書等で残すことが難しく、またそれらは身体的外傷を負っている子どもたちだけに限定されるわけではない。

また子どもの被害者の社会的、経済的復帰のニーズも、おとなのニーズとは大きく異なる。上述の心理的影響への取り組みは、年齢に応じた心理的支援と教育へのアクセスに大きく依存する。多くの国では、回復のために時間が必要なことや、リハビリテーションが家族にとって経済的負担となることから、子どもの生存者は教育期間の短縮を余儀なくされている。普通の生活をしているという感覚を醸成し、同じ年代の子どもたちの間に復帰させ、十分に社会に参加させるようにするには、障がいのある子どもたちが無償で教育を受けられることが必要である。とはいえ、地雷やERWの爆発によって障がいを負った子どもたちは、障がいのない

紛争による地雷や爆発性戦争残存物の影響を大きく受けた国の子ども死傷者数（2011年）*

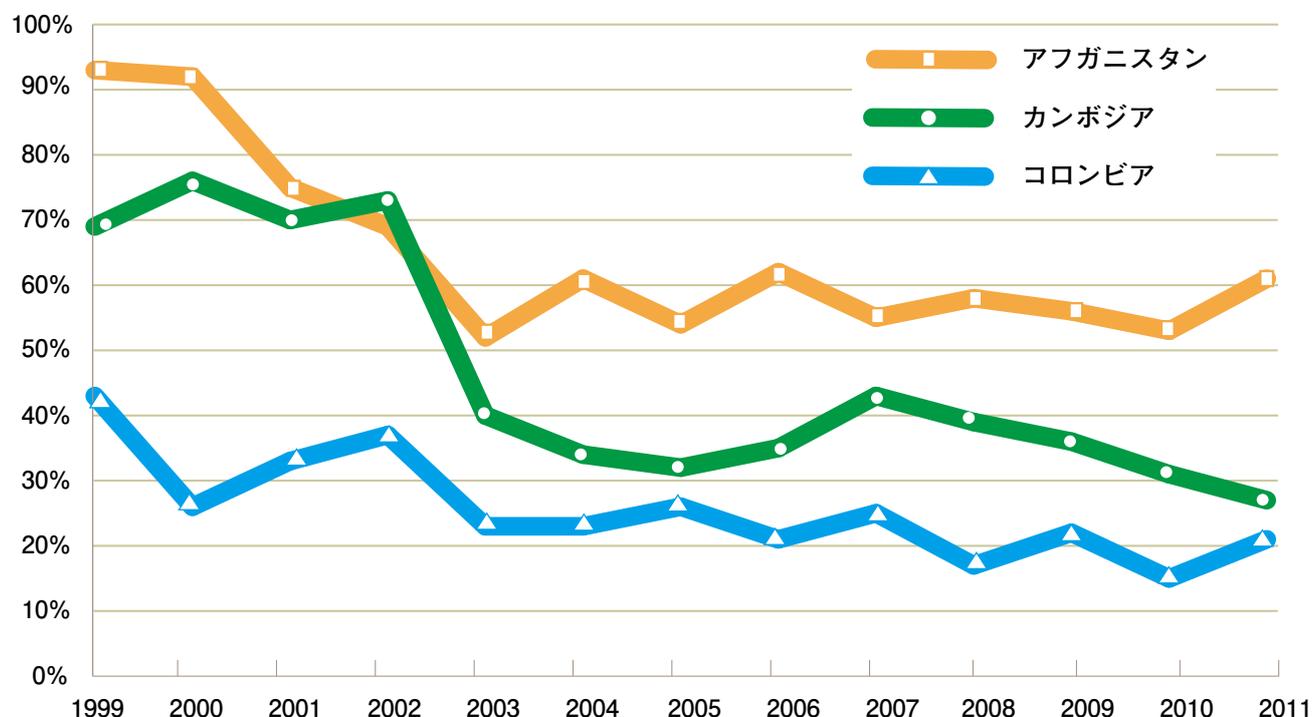
国	死傷者数合計	子どもの死傷者数	死傷者数に占める子どもの割合
アフガニスタン	609	373	61%
コンゴ民主共和国	22	15	68%
イラク	100	50	50%
ラオス	97	56	58%
スーダン	62	30	48%

*一般市民／治安状況と年齢が分かっている場合の死傷者数

出典：ランドマイン・アンド・クラスター・ミュニシジョン・モニタール

被害が最も甚大な国での子どもの死傷者*

一般市民の死傷者に占める子どもの比率 (1999-2011)



*地雷禁止条約締結国で、地雷による死傷者数が多い上位3カ国の中での割合
出典：ランドマイン・アンド・クラスター・ミュニシジョン・モニター

子どもたちよりもこの権利を行使できないことが多い。例えば、障がいを負った子どもたちは徒歩通学ができない場合があるが、そうした場合、そのほかの交通手段が整備されていないことが多いのである。たとえ自力で通学できる場合でも、教室が障がい者にはアクセスできない構造になっている場合や、教師が障がいのある子どもたちのニーズに適應する訓練を受けていない場合もある。

地雷やERWの被害によって障がいを負った子どもたちや青少年を支援するためには、所得創出の機会と生活支援が特に必要とされる。しかし

残念ながら、年齢への配慮という点を考慮するとそのような機会はほとんどない。2008~2010年に実施されたカンボジアでのプロジェクトでは、18歳未満の子どもと青少年は生活支援から完全に除外されてしまったように、こと年齢に関する限り、こうした事態に陥ることが多かった。

子どもたちおよび青少年に特有のニーズとリスクへの取り組みを考慮に入れていないという事実はより一般的な事例にも見られる。2011年に行われた、低所得国における危機的状況での経済強化プログラムの効果を見る43件の調査レビューで

は、本来の目的に反し、子どもたちが学校をやめて働かされたり、少女が暴力に晒されたりするリスクが高まったことが判明した。調査対象となったプログラムは、マイクロクレジット（無担保小口融資）、技能訓練、農業支援などであった。このレビューでは、経済強化プログラムを実施する人たちに対して、「経済強化プログラムの事前評価、設計、実行、監視、および実績評価に子どもたちの保護と福祉を組み込む」よう求めた。さらに、子どもたちおよび青少年のための生活および所得創出機会では、彼らの年齢だけでなく、性別と各自の生活を取り巻く文化的

背景も考慮されなければならない。障がいのある子どもたちは、剥奪、暴力、虐待、および搾取に対して最も脆弱なグループのひとつであるため、被害者支援プログラムでは、真っ先にそのニーズを考慮に入れる必要がある。

一方、一家の大黒柱を含む保護者や家族の死亡・負傷によって地雷、そのほかのERWの被害者になった子どもたちにも、おとなとは違ったニーズがある。子どもの生存者と同様に、彼らも教育機会の喪失、家族との別離、児童労働、そのほかの形の搾取や放置に対してより脆弱な場合がある。

被害を受けた子どもたちの特定の支援ニーズがあるにもかかわらず、年齢およびジェンダーに配慮した被害者支援プログラムはほとんどない。一般的な被害者支援に関する調査が行われて、そうしたプログラムのありべき姿についてのガイダンスが作成されているが、これまでのところ、子どもたちおよび青少年に焦点を当てているものは仮にあるとしてもごくわずかである。一方、「地雷禁止条約」、「特定通常兵器使用禁止制限条約」の議定書ⅡおよびⅤ、ならびに「クラスター弾に関する条約」の締約国は、それらの国際規約の国家レベルでの実施について定期的に報告しなければならないものの、年齢に応じた被害者特有のニーズへの取り組みについては報告していない。そのため、ハンディキャップ・インターナショナルが2009年に行っ

た、地雷やERWの影響を受けている25の国の1,600人を超える地雷生存者を対象にした調査では、全体のほぼ3分の2の回答者が、子どもたちに対するサービスが、子どもたちの特有なニーズに合った形、あるいは年齢に適した形になっていることは、「まったくない」か「ほぼない」と報告したが、これは驚くに足らない。

直接的な被害を受けたか間接的な被害を受けたかにかかわらず、影響を受けた子どもは、特定の、あるいは追加的なニーズがある。しかしながら、それらのニーズへの取り組みについて入手することのできる情報は限られている。地雷やERWの事故に巻き込まれた子どもたちのほとんどは負傷している。それにもかかわらず、ほとんどのデータ収集システムでは、そうした子どもたちのニーズが記録されていないのである。

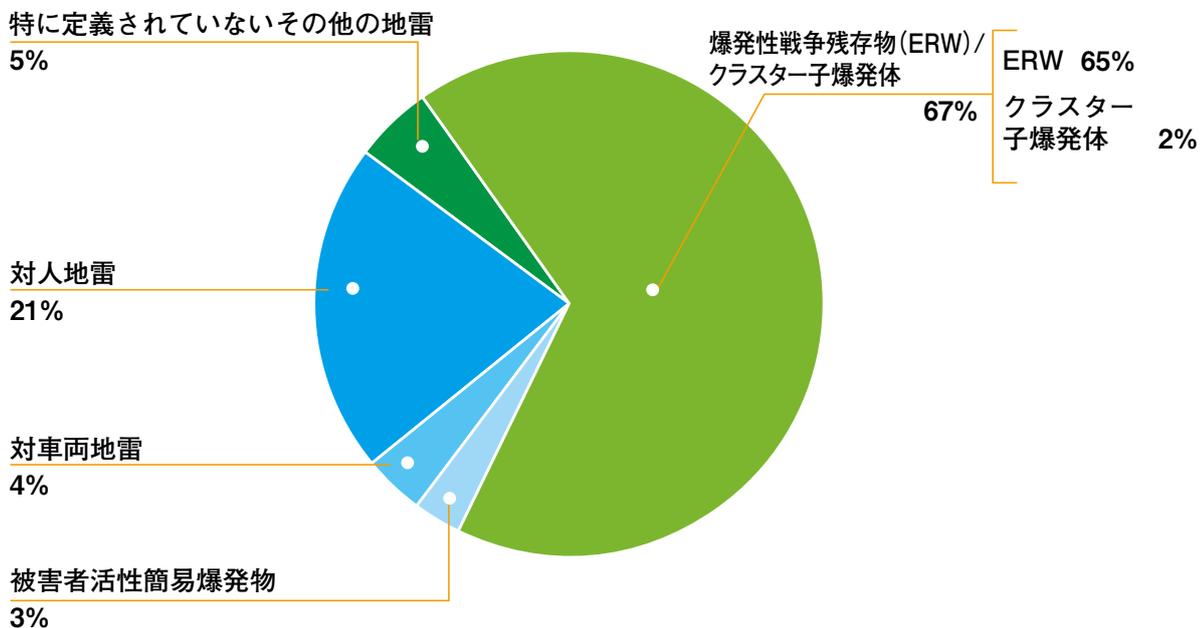
ERWや地雷による一般市民の死傷者全体の中で、子どもたちが占める割合が次第に増加しているため、影響を受けている子どものニーズに合致した被害者支援に関する、具体的政策とプログラムの提言を実施することが不可欠である。そうした提言には、以下のものが含まれる。

- 全国負傷者監視システムの確立の支援および促進。その目的は、ERWおよび地雷による負傷（適切な場合はそのほかの負傷も含む）の規模と性質について、体系的かつ継続的な情報を提供するためであり、その中には、子どもの死傷者について、年齢およびジェ

ンダーに関するデータも含めるものとする。

- 「国際地雷対策基準」の中に被害者支援に関する項目を入れ込む。これは、特に子ども生存者を特定の対象と想定し、技術的な方法を追記し、ベスト・プラクティスによるガイドラインを入れ込むことで行う。
- 子どもとおとなの生存者各々のリハビリテーションと、心理・社会的ニーズを適切に、かつ時間を越えて監視していくことができる体系的データがとれるよう、被害者支援データベースを構築し、その確立を促進する。
- 被害者支援（子どもの被害者に対する支援と、自爆テロにより被害を受けて亡くなった人の子どもたちに対する支援を含む）を優先することの重要性に関して、政府、地雷対策関係者、支援者、およびそのほかの関係者の意識向上を、国内外の場で図る。
- ERWや地雷の生存者、子どもの生存者が、年齢およびジェンダーに合った形で、身体的リハビリテーション、心理的支援、保護、教育、ならびに生活支援サービスを受けられるようにすることがいかに重要かを、政府関係者、人道支援、開発関係者ならびにサービス提供者に認識してもらう。
- 子どもの生存者に特有なニーズに合わせるため、どのような配慮をすべきかを理解してもらうため、救急救命士、外科医、人工装具製作・調整者などの医療専門家に訓練を実施する。

子どもの死傷者（爆発物の種類別）*



* 種類が分からない爆発物は含まず。

出典：ランドマイン・アンド・クラスタース・ミューニション・モニター

- 子どもの生存者が適切な教育を受けられるよう、学校の運営者、教師、教育者などを含む教育サービス提供者に訓練を実施する。
- 子どもの生存者の年齢およびジェ

ンダー別のニーズに合った対応ができるよう、ERWや地雷の生存者、あるいは一般的な障がい者のニーズに対応する、国内の法律、計画、および政策を策定する。

- 子どもの生存者を支援するにあたり、国連機関共同地雷対策戦略(草案)の中に、考慮すべき特別な項目を入れ込み、被害者支援の要素を含める。

視点

大きなゴールを目指し、 一歩ずつ進むことが肝要

筆者：ケイリー・マイクロフト



2011年度の「国際子ども平和賞」の受賞者であるケイリー・マイクロフト氏は、アビリティ（能力）活動家であると同時に熱心な車椅子ダンサーでもある。同氏は、南アフリカのケープタウン大学で政治学および哲学を学ぶ準備を進めている。

障がいを、重荷と捉える人もいれば、贈り物として捉える人もいる。私は自分に障がいがあることによって、障がい者でなければなかったであろう非常にユニークな機会と経験を得ることができている。障がいのおかげで今日の自分が形成されているため、自分の障がいに喜びを感じ、感謝している。

何も、障がいがありながら生きることは簡単だと言っているわけではない。障がいとともに生きるというのはとても複雑な状況で、生活のほぼすべての側面にその影響が及ぶ。

しかし私は、生涯を通じてほかの若者たちに、障がいがおよぼす制約だけでなく「ability（能力）」の面にも目を向けるようにして欲しいと考えている。

私の家族は、私に対して、常に自分の能力を信じるよう言い続けてくれた。そして決して私のことを哀れみの目で見たり処遇したりすることはなかった。これには一生感謝し続けることになりそうである。なぜなら、私は私自身を、障がいのない子どもたちと同じであると考えようになったからである。また私は、自分の貢献はほかのいかなる人の貢献とも同じ重要性があると教えられ、自分の権利のために立ち上がる（隠喩的に）ようにも育てられた。私の友人たちは、私のことを対等な目で見えてくれて、時として障がいのため

に多少友人たちとは違うやり方で物事をしなければいけないということも理解してくれている。そのため、何をするにしても、少し工夫を凝らして私を巻き込んでくれるのである。例えば若い頃にクリケットをプレイしたときには、私は得点記録係を担当したのである。

私は信じられないような支援のおかげで、南アフリカで障がいのある子どもたちと交わることができた。そしてそれに対して、私は2011年に「国際子ども平和賞」を受賞した。この出来事のおかげで、私の人生は驚くほど大きく変わった。私は毎年この賞を授与している「キッズライツ財団 (KidsRights Foundation)」から、世界規模のプラットフォームを通じて私のメッセージを広める機会と、これがなければ決して出会うことがないであろう人々と出会う機会をいただいている。また同財団は私の教育資金も支援してくれて、必要な調整をすべて行って私が来年大学へ行けるように手配してくれた。

極めて多くの障がい児たちがその能力を賞賛されることなく、恐れと理解のなさのために世界から隠されている。私たちは、障がい者が私たちの社会において極めて重要な存在であるということに気づく必要がある。障がい者は、既成概念にとらわれない独創的な考え方をする人々で

障がいのある人々が自分自身を信じるできない場合や、ほかの人たちがそうした障がい者を信じるできない場合には、私が彼らを信じるようにしている。そして願わくば、私の前向きな態度が世界に広がって、さらなる前向きさを促すことになればと思う。

あることが多い。なぜならそうせざるを得ないからである。私たちは、自らの障がいを自分にとって不利にではなく有利に働かせるとともに、ほかの人々に思いやりと共感の心を持っていただくようにしなければならない。共感の心、それは世界が心の底から必要としているものである。

私は、世界レベルで取り組むべき主要な問題が2つあると考えている。アクセシビリティ（利用しやすさ）と態度・姿勢である。これらの問題は相互に関連していて、別々に取り組むことはできない。もし障がいに対する世界の態度・姿勢を、同情、不名誉、劣等から、充足、受容、対等へと変えることができれば、驚くほどの進歩が見られるであろう。ポジティブな態度はアクセシビリティの向上へとつながり得る。ちょうどアクセシビリティがないということが、逆に障がい者のニーズは障がいのない子どもたちのニーズよりも重要性が低いという考え方を表し、障がい者および障がいのない子どもたちにとって否定的な影響を及ぼすのと同じである。

また態度・姿勢が改善されれば、私たちが経験した教育のような場面でも、問題対処に役立つはずである。私は、特別支援学校、公立の普通小学校および普通高校、私立の普通高校という、障がい者が通うこと

ができるあらゆる形の教育を受けてきている。私は自分がエキスパートであると言うつもりはないが、その経験について語るのは有益なことだと思う。それは必ずしも容易で単純なものではなかったことは確かである。それはしばしば困難な苦闘であり、時として私はひどく悲しい気持ちになった。私は受け入れられるために、そして私の後を追いかけてこうとしている人々にとってそれをより容易なものにするために、本当に懸命になって努力をした。そして私は、自分が完全に溶け込み、受け入れられている場所で学校教育を終えようとしている。それについて考えるとき、私が感じるのは安堵感だけである。もうこれ以上、自分の幸福のために懸命になって闘う必要はないという安堵感である。現在、私はほかの障がい者とそれらの人々の幸せになる権利のために、さらに懸命になって闘うことができる。

私はいつも非常に前向きな人間だと思われているかもしれない。しかし実際にはそうではない。私は自分自身の困難な苦闘を抱えており、間違いなくそれはまだ解決されていない。私を前向きな気持ちへと向かわせてくれているのは、私の周りには、私の能力を信じてくれて、社会に対する私の貢献に理解を示してくれる人々がいるという事実である。それは私の後ろ向きな日々反論を唱え

てくれる人々である。私はそんな彼らが本当に好きである。

私の生涯の目標は、障がいをグローバル・コミュニティから認められて受け入れられるものにあることである。これは大変な仕事でそこには数多くの側面があるかもしれないが、完全に可能なことであると私は確信している。

その出発点は信じることである。私は自分の能力を信じており、自分に変化をもたらすことができる、すなわち人々の生活を変えることができることと心から信じている。障がいのある人々が自分自身を信じるできない場合や、ほかの人たちがそうした障がい者を信じるできない場合には、私が彼らを信じるようにしている。そして願わくば、私の前向きな態度が世界に広がって、さらに前向きな態度を促すことになればと思う。これは一部の人々にとっては些細なことかもしれないが、変革には変わりないのである。

大きなゴールを目指し、一歩ずつ進むことが肝要である。



パレスチナ国のアトファルナろう学校 (Atfaluna Society for Deaf Children) で、医療従事者の検査を受ける少年。この組織では、教育および職業訓練、無料のヘルスケア、社会心理的サービス、ならびに就職斡旋を行っている。 © UNICEF/HQ2008-0159/Davey